

## 平成 24 年度 五泉市農業委員会活動計画

世界的な経済不況の中で、国内では生産構造の脆弱化・雇用の減少などの課題が年々厳しさを増しており、経済の先行きは極めて不透明です。

このような中で、国は昨年 11 月に、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関して国民への情報開示や国民的議論も行わないまま、交渉参加に向け関係国と協議に入ることとを表明しました。この T P P は、東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組んでいる農林漁業者の取り組みに逆行するもので、原則すべての品目の関税撤廃を前提とする T P P 参加は、我が国の農業・農村に甚大な影響を与えるのみならず、国家の基盤となる地域経済や地域社会の崩壊に発展しかねず、国益を損ねるおそれがあります。平成 24 年度は、T P P 交渉への参加の是非をめぐる動きが正念場となることから、引き続き関係団体と連携を図り、参加交渉の撤回に向けて行動をしなければなりません。

また、国は、昨年 10 月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を取りまとめ、食と農林漁業の再生の姿とその実現のために講ずべき施策を示しました。基本方針・行動計画では、持続可能な力強い農業の実現、農林漁業の 6 次産業化の促進等の「農林漁業再生のための 7 つの戦略」を掲げています。この中で、幅広い関係者による徹底した話し合いや担い手へ農地集積を促す仕組み等により、農地集積の加速を図るとしており、平成 24 年度予算において、今後の地域や集落において中心となる経営体や農地集積の方法等を定めた「人・農地プラン」（地域農業マスタープラン）の作成を推進するとともに、プラン作成を要件として「農地集積協力金」「青年就農給付金」等の支援が講ぜられることとなっています。

新たな農地制度が平成 21 年に施行され 2 年が経過し、農地転用規制の厳格化や違反転用に対する罰則の強化、農地の効率的な利用を図るための農地貸借規制の緩和、遊休農地・耕作放棄地対策の強化など、農地の確保と有効利用が農政上の重要な課題となっています。これに加えて、土地利用型農業の強化に向けた面的集積の推進が強く求められ、農業委員会の果たす役割が一段と大きくなりました。

これらのことから、五泉市農業委員会は、五泉市農業の発展のため、改正農地法に基づく業務を進め、関係する機関・団体等と連携を図り、農業者の立場に立った、相談・指導を積極的に実施し、委員会活動の内容が「目に見える活動」として積極的に推進し、農業者の公的代表組織としての役割を果たすべく努めてまいります。

以下、項目ごとに次の取り組みを行います。

## I 農地関係業務について

### 1 農地銀行活動事業

食料自給率の向上・安定的な農産物の生産には、優良農地の確保、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手の育成・確保により、農地の有効利用を進める必要があります、そのための農地の権利移動や適正な管理が行なわれなければなりません。

そのため、市の基本構想を踏まえた農業構造の確立と農地流動化の推進に向けて、次の事項を実施します。

- ① 改正農地制度の目的である農地の確保と効率的な利用の推進を図る。
- ② 法令に基づく、農地法、農業経営基盤強化促進法等の業務・事務の円滑かつ適正な実施を行う。
- ③ 農業者戸別所得補償制度の経営規模拡大加算や農地集積協力金等の農地集積関係国家予算が位置づけられているが、この活用にあたって、「人・農地プラン」の作成が要件となっている。農業委員会として、今後の地域や集落での話し合いによる合意形成について積極的な参画と協力を行う。
- ④ 農地移動に関する適正価格でのあっせん・仲介の実施。
- ⑤ 「人・農地プラン」の要件に該当しない農地集積に対しては、「五泉市認定農業者等農地集積事業」の継続により、一層の農地の流動化と利活用の促進を図る。

#### \*五泉市認定農業者等農地集積事業の概要

農業経営の高度化・効率化を図ろうとする認定農業者等(認定農業者に確実になると思われる者)に対して、新規に農地の集積のために貸借を行った時に(他の制度と重複しないこと)。

農地の出し手・受け手の双方に助成金を支給する。

賃貸借期間 5年間以上(平成21年度までは10年以上)

集積面積 10a以上( " 50a以上)

助成額 3,000円( " 1,500円)／10a当

### 2 農地の保全と確保

農業所得の大幅な減少・経費の増大、農業者の高齢化と後継者不足、兼業化などによる農業経営の環境悪化から、経営の縮小から荒廃農地が拡大化する傾向にあり、地域の環境保全の面からも「かけがえのない農地を守り・活かして、農業の活性化を図る」ために、次の事項を実施します。

① 無断転用等の対策

農地の無断転用を防止するため、農業委員が日常的に担当地区を巡視して、疑義のある場合には適切な指導をするとともに、毎月の農地パトロール並びに農地パトロール月間を基本として集中的な農地の点検活動を行い、無断転用を早期に回避・解消します。

また、悪質な転用者については厳正な対応を行います。

② 遊休農地・耕作放棄地の発生防止と解消

農業環境の悪化から、優良農地区域にも荒廃農地の出現が見受けられるようになり、遊休農地・耕作放棄地が徐々に拡大しつつある。改正農地法に則り、関係農業団体と連携し、農地利用状況調査を行って実態把握に努め、農業公害遊休農地対策委員会を中心として全農業委員による所有者に対する指導、貸借・売買の相談等に応じることで、遊休農地の発生防止と解消を図ります。

また、これら調査や解消対策を進めるなかで、地域の農業者の協力を得ながら遊休農地対策の周知啓発に取り組みます。

③ 農地(農家)基本台帳の整備

農地法等の法令業務の適正執行する際の基礎資料の強化を図るため、平成22年度に基本台帳のシステム改修を実施しました。

改修を行った主な内容は、解除条件付き農地の管理・相続等の届出の管理・農地の利用状況調査結果の管理・遊休農地の管理などでした。

これにより、遊休農地解消や農地の面的集積など農地の効果的な運用に努め、更なる農地・農業者に関するデータの適正管理・蓄積を実施していきます。

④ 農地利用の調整と適正化

農地の有効利用促進を図るため、当事者間で協議が成立しない案件等については仲介を進め、法手続きによる契約を行なうよう指導を行います。

また、これまで担ってきた農地の利用調整活動に加え、農業者戸別所得補償制度の経営規模拡大加算や農地集積協力金等、農地利用集積円滑化団体と連携した面的集積に向けた活動の展開を図ります。

⑤ 賃借料情報の提供活動

改正農地法の義務化より、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供活動に努め、公表活動も同時に進めてまいります。

⑥ 農地情報の共有化

国が進める農地情報データベース化について、水土里ネットへの集約を前提に、関係農業団体との協議・協力体制を今後も継続していきます。

## ⑦ 新規就農・企業参入対応

農業を「生業(なりわい)」とするために、個人が新規就農、また、一般企業が農業に参入することに関して、農業経営計画を審査・指導することによって、遊休農地解消や地域農業の活性化につなげます。

特に、地域との協働・共生に関しては、企業参入では解除条件付きの農地の貸借という条件があり、地域農業への悪影響を避けることとしていることから、この点に関して特に留意しながら対応をしていきます。

また、農地の下限面積を当市では、「生業」という位置付けから、別段面積を設けずに市内一律50a以上としており、これに適合しない事案に関しては、その都度協議してまいります。

## II 農政関係業務について

### 1 担い手確保・育成対策

地域の担い手確保には、経営の安定が重要であり、一定規模の要件や所得要件が必要となりますが、そのための課題・問題等もあることから、これらを解決・支援するため、次の事項を実施します。

#### ① 農地集積事業の推進

農業経営の高度化・効率化のため、農地の流動化推進・遊休農地の解消や受け手のリスク軽減を図るために、市単事業「認定農業者等農地集積助成金」制度を継続すると共に、「人・農地プラン」の実現に向けた農地の集積について、農業委員の役割発揮を図り、農地集積協力金等の制度利活用の支援に努めます。

#### ② 意見・情報の収集と反映

農業経営後継者対策委員会活動等を中心に、地域の担い手・青年後継者や認定農業者或いは関係団体等との意見・情報交換をとおして、共に課題や問題の共有化を図り、その解決に取り組みます。なお、意見・要望は、委員会の議論を経て、市長建議、施策立案、活動計画、予算要望へ繋がります。

#### ③ 市長建議の実施

地域農業の振興及び農家経営の安定を図るため、農業者の代表としての農業委員に与えられた「建議権」を、より多くの意見集約のうえ継続実施してまいります。

### 2 農業公害対策

農業生産活動や農村地域に有害である農業公害・鳥獣被害の発生について、日頃の委員活動による情報収集や農業公害遊休農地対策委員会による巡回監視に努め、関係機関と連携し発生の未然防止と発生時の対応を図ります。

### 3 情報活動の推進

農業情報の周知のため、パンフレットの配布や優良図書のお知らせ、系統機関紙である全国農業新聞の購読者の拡大と確保を図るとともに、農業委員会だより編集委員会活動を通して、農業委員会の活動内容や情報伝達並びに身近な地域農業情報の提供策として「農業委員会だより」の年3回発行の継続を行います。さらに、五泉市のホームページを活用し、農業委員会の活動を広く情報発信します。

### 4 研修会等の参加・開催

農業情勢の変化に対応するため、関係団体・機関と連携を図り、権利や制度並びに農業・農村の環境保全を目的とした研修会に参加・開催します。

### 5 女性農業者支援

女性農業者の果たす役割は大変重要であり、その経営能力を発揮する機会は今後も増大し、地域活性化の原動力を成します。女性農業者の経営能力を生かすためにも家族経営協定の締結や直販所及びインショップ形式の販売の浸透などが進むなか、女性農業者への支援策について積極的に相談し検討していきます。

## III 農業者年金業務について

農業者の老後の安定、農業経営の若返りなどに農業者年金制度は寄与してきました。安定的な制度の堅持に向け、平成22年度からの加入推進計画「10万人早期突破・新規加入者底上げ3ヵ年計画」が2ヵ年目の平成23年度半ばに達成することができました。

しかしながら、新3ヵ年計画の最終年度となる本年度においても、老後の生活安定のため安心して信頼できる個人積立型の年金制度の更なる周知普及に努め、農業者の理解を得ながら、農業協同組合等とも連携し、加入推進を図っていきます。

また、今後も「五泉市農業者年金受給者連盟」の活動を積極的に支援し、新規加入を進める協力体制を継続します。

## IV 組織体制の整備

改正農地法から、「農地の効率的利用の促進」という考え方が強く出されている中で、平成24年度より農地集積の加速を図る施策が講ぜられることから、益々農業委員会の果たす役割・事務が質的に高まり、量的に増加することから、組織体制を強化してその業務を進めていかなければなりません。

しかし、委員数の減少化、事務職員の削減は社会の要請で進んでおり、限られた能力で最大の効果を果たさなければなりません。

また、規制制度改革の対処方針に基づき、農業委員会組織・制度の見直しが本格化する中ではありますが、粛々と公平公正で透明性の高い、地域から一層の理解が得られるような適切な農業委員会業務の遂行に努めてまいります。